

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【会社名】 那須電機鉄工株式会社

【英訳名】 NASU DENKI-TEKKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 智 晴

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿二丁目1番12号

【電話番号】 03(3351)6131(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 西岡 雅 之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿二丁目1番12号

【電話番号】 03(3351)6131(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 西岡 雅 之

【縦覧に供する場所】 那須電機鉄工株式会社 八千代工場  
(千葉県八千代市吉橋1085番地5)

那須電機鉄工株式会社 大阪工場  
(大阪府大阪市西淀川区中島二丁目12番5号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金100円 総額116,653,100円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役として、那須幹生、鈴木智晴、西岡雅之、高橋昌裕および横山明男の5氏を選任する。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役として、関口一也、黒滝一雄および木村英知の3氏を選任する。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小竹良夫氏を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役（監査等委員である取締役）の退職慰労金制度廃止に伴い、関口一也、黒滝一雄および木村英知の3氏に対し、退職慰労金を打ち切り支給する。

なお、支給の時期具体的金額、贈呈の時期、方法については、監査等委員である取締役の協議に一任する。

#### 第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

2018年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において承認された当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部語句を修正し、継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件	7,725	16	3	97.98	可決
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件					
那須 幹生	7,842	15	3	99.46	可決
鈴木 智晴	7,843	14	3	99.47	可決
西岡 雅之	7,843	14	3	99.47	可決
高橋 昌裕	7,843	14	3	99.47	可決
横山 明男	7,843	14	3	99.47	可決
第3号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件					
関口 一也	7,843	14	3	99.47	可決
黒滝 一雄	7,725	18	3	97.98	可決
木村 英知	7,725	18	3	97.98	可決
第4号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件					
小竹 良夫	7,833	18	3	99.35	可決
第5号議案 取締役(監査等委員である 取締役)の退職慰労金 制度廃止に伴う打ち切り 支給の件	7,845	16	3	99.50	可決
第6号議案 当社株式の大規模買付行 為への対応方針(買収防 衛策)の継続の件	7,832	19	3	99.34	可決

(注) 1. 賛成割合は、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

2. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案ならびに第6号議案は過半数の賛成であります。
- ・第2号議案、第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。